

☆東京都内の全ての中小規模事業所が取り組める新しい制度☆

『地球温暖化対策報告書制度』

都内の全ての中小規模事業所において、簡単にCO₂の排出量を把握でき、具体的な省エネ対策に取り組むことができるよう、事業所等ごとのエネルギー使用量や省エネ対策等の実施状況を任意^{*1}に東京都へ報告することができる「地球温暖化対策報告書制度」が創設されました。

※1 同一事業者の事業所等のエネルギー使用量を合算して3,000kl以上になると、報告が義務となります。

《報告書制度活用のメリット》

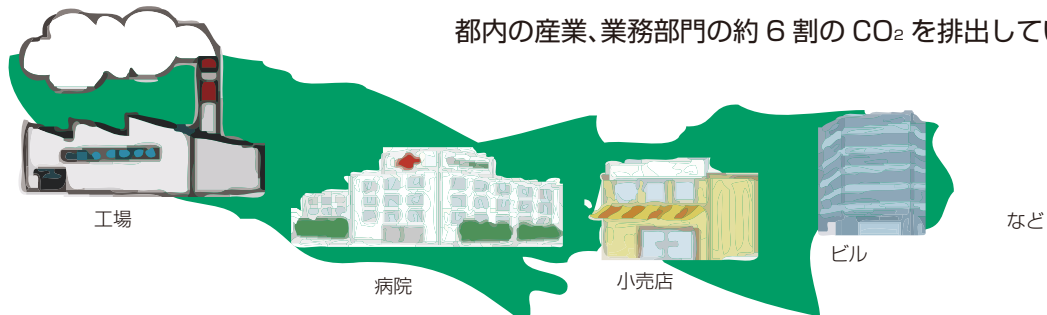
- ・省エネ対策メニューの実行により**光熱水費が削減**できます。
- ・積極的な省エネの取組が公表されることで企業としての**イメージアップ**を図れます。
- ・東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクトの**助成金交付条件**になります。
- ・都の省エネ促進税制の**事業税減免の対象**となります。
- ・報告書の提出は、**都の排出量取引制度への参加条件の一つ**です。

中小規模事業所

(エネルギー使用量が原油換算 1500 kl / 年未満の事業所等)

東京都では全国の1割以上を占める、約69万もの中小規模事業所が活動し、

都内の産業、業務部門の約6割のCO₂を排出しています。



地球温暖化対策報告書の提出(毎年度)

- ・エネルギー使用量(電気・ガス等)やCO₂排出量などの継続的な把握
- ・誰もが取り組むべき省エネ対策の実施状況をチェック

支援

省エネルギーによるCO₂排出削減
⇒ 地球温暖化対策の推進

報告

東京都

- ・「無料省エネ診断」で省エネサポート
- ・クレジットを創出する省エネ設備に助成金
- ・中小企業向け事業税減免
- ・中小企業向け設備リース・低利融資

- ・提出された報告書の内容を「公表」
- ・省エネ対策メニューを提示
- ・説明会や研修会の開催 など

～報告書提出先～

(地球温暖化対策報告書の提出期限
平成23年度以降：義務提出8月 末まで 任意提出12月 15日まで)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都都庁第二本庁舎9階(中央)
財団法人 東京都環境整備公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

【TEL】03-5388-3408 【FAX】03-5388-1384

【E-mail】houkoku@kankyo.metro.tokyo.jp

(制度に関するご質問は電話、電子メール、窓口(要予約)で受付けています。)

地球温暖化対策報告書制度の詳細は、環境局ホームページをご覧ください。

<http://http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/index.html>

地球温暖化対策報告書制度に関連した東京都の温暖化対策支援

省エネ診断等に基づく都内中小クレジットを創出する省エネ設備導入費用の一部を助成します。

中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト

【助成対象】

- ① 特定中小企業者：中小企業基本法に定める中小企業者（会社又は個人事業者）、中小企業団体の組織に関する法律に規定する協業組合又は中小企業等協同組合法に規定する企業組合であり大企業が実質的に経営に参加していない者。
 - ・省エネルギー診断等に基づく設備の導入による二酸化炭素の年間削減率・削減量が6%以上かつ10t以上に換算される省エネルギー効果が見込まれるもの
 - ・都内中小クレジットの対象設備の助成率：3/4（上限7,500万円）
- ② 特定中小企業者以外の資本金10億円未満の会社であり、資本金10億円以上の会社の実質的に経営に参加していない者。
 - ・省エネルギー診断に基づく設備の導入による二酸化炭素の年間削減率・削減量が12%以上かつ100t以上に換算される省エネルギー効果が見込まれるもの
 - ・都内中小クレジットの対象設備の助成率：1/2（限度額5,000万円）

※ESCO事業者との共同申請も可能

※創出されるクレジットは都に帰属

【お問い合わせ先】

財団法人 東京都環境整備公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

TEL：03-5388-3408

<http://www.tokyoco2down.jp/c1-jigyuu/j7/>

都内中小規模事業所において、省エネ設備等を取得した場合に、事業税を減免します。

省エネ促進税制事業税の減免（中小企業者向け）

【対象者】

「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者（※資本金1億円以下の法人、個人事業者等）

【対象設備】

- ① 温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの
- ② 環境局が導入推奨機器として指定したもの
 - ※空調設備、照明設備、小型ボイラー設備、再生可能エネルギー設備
 - ・導入推奨機器検索 http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/eco_energy/index.html

【減免額】設備の取得価額（上限2,000万円）の1/2を、取得年度の法人事業税もしくは個人事業税の事業税額から減免

※減免しきれなかった額は、翌年度の事業税額から減免可

【対象期間】

（法人）平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度

（個人）平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間

【お問い合わせ先】

- ・所管の都税事務所
 - ・主税局課税部 法人課税指導課・課税指導課
- 〈法人事業税〉TEL：03-5388-2963 〈個人事業税〉TEL：03-5388-2969
主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kangen-tokyo.html>

地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク：東京都地球温暖化防止活動推進センター [TEL] 03-5388-3408

中小企業の皆様に、地球温暖化防止に有効な設備を対象に、低廉な価格でのリースや低利融資を行っています。

設備リース事業・融資制度（中小企業者向け）

《中小企業設備リース》

- 【対象者】 中小企業基本法に規定する中小企業者等（創業予定者を含む。）
- 【対象設備】 環境局が導入推奨機器として指定した省エネ機器、クール・ネット東京の省エネ診断に基づく設備、日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策貸付」の省エネ設備など
- 【利用限度額】 100万円～1億円
- 【リース期間】 3年～7年
- 【お問い合わせ先】 財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部 設備リース課
TEL 03-5822-9031 FAX 03-5822-9032
<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/setsubi.html>

《中小企業向け融資制度》

- 都制度融資「産業力強化融資（略称：チャレンジ）」
都の指定する省エネルギーに関する診断に基づき設備投資を行う場合などに、最優遇金利で資金を提供します。【お問い合わせ先 産業労働局金融部金融課（相談窓口）TEL 03-5320-4877】
金融課ホームページ <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/yyushi/index.htm>